

## 平成29年3月定例農業委員会議事録

(開会 3月24日(金)午前9時)

(欠席委員)岡本守直委員

(事務局出席者)廣戸事務局長、山田次長、久野主幹、鈴木主任主査、  
酒井主任主査、成田主査、農崎主事

(傍聴人) 0名

議長： ただいまから3月定例農業委員会議を開催します。本日は岡本守直委員から会議の欠席をする旨の届け出を受けておりますので、現在の出席委員は18名です。本日の会議の議事録署名の委員を指名します。本日の議事録署名者は、11番近藤薫委員、12番鈴木文生委員、よろしくお願ひします。それでは、議事に入ります。

議長： 議案第46号、農地法第3条の規定による許可申請についてであります。私に関する事案がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができません。該当する番号2の事案につきましては、職務代理者の近藤委員に議事の取り回しをお願いします。また、関係する委員がみえますので、関係する事案となりましたら退席いただきますよう、よろしくお願ひします。

先に関係のない番号1及び3から5番について説明、審議します。

それでは、番号1及び番号3から番号5について、事務局からの説明を求めます。

### 【議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について】

事務局： 《議案書に基づき説明》

議長： ただいま事務局から説明がありました番号1、三好下の件につきまして、地元委員から意見をお願いします。

竹谷委員： 3月20日の日に現地を見てきまして、樹齢30年ぐらいの梨畑で、大変よく耕作されている物件でございます。

受け人は農事組合法人でたくさん、仲間5人と果樹関係を一手に引き受けてやっておられる人でございます。この案件と同じような、生前贈与ということで、昨年の4月にこの農業委員会で同じような物件がありました。それでまた、それに引き続いての生前贈与ということで。別段問題はないと思いますので、よろしく審議のほどをよろしくお願ひします。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： ご意見等ないようですので、採決に移ります。番号1について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号1については許可することとします。

議長： 続きまして、番号3、明知下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

深谷委員： 3番と4番とも同じ渡し人ですけど、この方の御主人が26年の5月に亡くなられて、相続がなかなかまとまらなかった部分とか、いろいろ問題がありました。相談があり農地を売りたいという話がありました。個人的に話をしてくださいという話の中で、最終的にまとまったと思います。

みよしもこうやって亡くなると、後継者がなかなか、農業をやる人は非常にいないという、本当に苦しい部分があると思います。それで、渡し人の長男が市外に住んでみえるという関係で、全然農業をやる人もいないということで、こういう話が出てきました。これによって、3番については、受け人ならばきちっと農業が経営できるのではと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長： ただいま地元委員から説明がありました番号3明知下の件について、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： 意見がないようですので、採決に移ります。番号3について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号3について、許可することとします。

議長： 続きまして、番号4、明知下の件について、地元委員からご意見をお願いします。

深谷委員： 4番についても同じような、同じ渡し人ですけど、受け人については、同じ明知下の中で茶の栽培を経営してみえる方で、基本的には現在市外に

おいてお茶の栽培、加工工場とかがありますが、みよし市へ全部持ってきたいというお話の中でこういう話がまとまりまして、約8反ぐらいの面積を今後、お茶の栽培に使用したいという話がありまして、これについても特に持ち分の設定よていで10分の1の持ち分について予定されている者が、今現在後継者で農業をやっておりますので、きちっと農業経営をやられると思いますので、よろしくをお願いします。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： ご意見等ないようですので、採決に移ります。番号4について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号4について、許可することとします。

議長： 続きまして、番号5、明知下、福谷の件について、はじめに地元委員からご意見をお願いします。

深谷委員： この案件も、28年の1月か2月ごろ、お父さんが亡くなられて、相続等というのはまとまりましたけど、農業をする、普通に機械とかそういうものが一切ないですし、実際には果樹園で使ってみえる人があるんですけど、これ利用権設定してありましたか。

議長： 事務局、お願いします。

事務局： 利用権の設定は正式には結ばれていないことを、確認させていただいております。

深谷委員： 利用権が結ばれていないという話ですけど、実際にはブドウ畑と梨園でしたかな、それらについて経営やってみえる人がみえて、今回の人は、受け人の人は多分違う人だと思いますけど、そういう部分で、農業ができないから何とかならないかという、これも私のところに相談があったんですけど、何とか自分とこでそういう人を探してみなさいという話の中でまとまったと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： 続きまして、地元委員として、私から意見を申し上げます。

この受け人は、インターの近く、根浦の区画整理の中にお住まいの方で、以前は酪農の専業農家でありました。区画整理事業に入りましたので、一時、酪農は止められたのですが、この方は子どもが3人みえて、皆、実家を離れてしまったのですが、以前は子どもたちも一生懸命酪農をやっていました。非常に農業に熱心な方で、その子どもたちが実家に戻って後継者として果樹を中心にやるということで聞いております。

農業に対しては熱心な農家でありますので、特に問題はないと思いますので、よろしく願いをいたします。

ただいま地元委員からのご意見等に対して、意見がありましたら、挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長：ご意見等がないようですので、採決に移ります。番号5について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号5について、許可することとします。

残っています番号2については、私、鈴木文生委員、岡本眞弓委員が議事参与の制限に該当します。議事の取り回しにつきましては近藤職務代理にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

議長代理： それでは、会長にかわりまして議事を再開させていただきます。

議案第46号、番号2について、事務局から説明を求めます。

事務局： 《議案書に基づき説明》

議長代理： ただいま事務局から説明のありました番号2、明知上の件について、地元委員のほうからご意見をお願いいたします。

岡本委員： この渡し人は高齢で、去年までは、長男が数年前から、ほとんどこの土地はずっと農作業をしていたところですがその方が亡くなりまして、後継者が不在となりました。それで親族でこの空いたハウスとか農地をやったらいいのですが、とてもじゃないけどそこまで、忙しくて手が回らないということで、それでこの農地の処分困ってしまい、そしたら農協のほう引き受けてくれるとのこと。親族の方もほっとしておりますので、よろしく審議のほうをお願いします。

議長代理： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見のある委員は挙手の

上、発言をお願いいたします。ございませんか。  
(質問、意見等なし)

議長代理： ご意見ないようですので、採決に移ります。番号2について、許可することに賛成な委員は挙手をお願いいたします。  
(全員賛成)

議長代理： 全員賛成により、番号2について、許可することといたします。  
議事参与に係る案件について終了いたしますので、この後、議事は会長に引き継ぎます。どうもありがとうございました。

《採決結果：議案第46号、全員賛成5件》

議長： それでは、議案第47号に入りたいと思います。  
議案第47号につきましても、番号2について議事参与の制限がかかりますので、先に関係しない番号1及び3について説明、審議いただき、議事参与の制限がかかる案件になりましたら、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、関係する委員は退席をいたしますので、よろしくお願いをいたします。  
議案第47号、農地法第5条の規定による許可申請の意見について、事務局から説明を求めます。

【議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請の意見について】

事務局： 《議案書に基づき説明。番号1については第3種農地、番号2については第2種農地、番号3については第3種農地》

議長： ただいま事務局から説明がありました番号1、西一色の件につきまして、地元委員から意見ををお願いします。

加藤委員： ご説明がありましたように、審査基準が適当であれば問題ないと思います。ここの現地は今、雑草が生えておる状態で、随分前から耕作はしてありません。図で見ますと、北側の倉庫があって、周りで少し野菜がつくってあるという状態です。西側は梨があります。南側はやはり野菜をつくっておられるということです。東側は、これは住宅地になっておりますので、住宅が建っても農地には影響ないと思いますので、よろしくをお願いします。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手

の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： ご意見がないようでありますので、番号1について、採決をとります。  
番号1について、県に対して進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号1について、適当であるという意見を付し、県に対して進達することとします。

議長： 続きまして、番号3、打越の件について、地元委員から意見をお願いします。

近藤委員： 住宅地の真ん中にこの場所はありまして、通りかかりますと、かなり腰を曲げられたおばあさんが一人だけで畑を熱心に耕している姿を拝見することが多々ありました。これがなくなるということは非常に残念でありますけども、いたし方ないと思います。以上です。

議長： ただいま地元委員の説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： 意見がないようでありますので、番号3について、採決をとります。  
番号3について、県に対し進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号3について、適当であるという意見を付し、県に対し進達することとします。

議長： 続きまして、残っています番号2につきましては、深谷委員が議事参与の制限に該当しますので、退席をお願いします。

それでは、続きまして、番号2について事務局の説明を求めます。

事務局： 《議案書に基づき説明》

議長： ただいま事務局から説明がありました番号2、明知上の件について、地

元委員からご意見をお願いします。

岡本委員： この寺の代表役員は、数年前に寺へ住職としてみえられて、去年、晋山式をとり行いまして、本格的にこれからやっていかれる方です。渡し人は、前住職さんです。土地がまだそのまま残っているということで、今回、この許可申請ということになりましたけども、この間の2月17日かな、区長、それから土地改良区、愛知用水役員と検討しまして、特に問題がないということでしたので、よろしく審議のほうお願いしたいと思います。

議長： ただいま地元の委員の説明がありましたけど、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。  
(質問、意見等なし)

議長： ご意見等がないようでありますので、番号2について、採決をとります。番号2について、県に対して進達するに当たり、適当であるという意見を付すことに賛成な委員は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号2について、適当であるという意見を付し、県に対し進達することとします。

《採決結果：議案第47号 全員賛成3件》

議長： 続きまして、議案第48号、相続税納税猶予に係る証明願について、事務局の説明を求めます。

【議案第48号 相続税納税猶予に係る証明願について】

事務局： 《議案書に基づき説明》

議長： ただいま事務局から説明がありました番号1、打越の件につきまして、地元委員から意見をお願いします。

近藤委員： この地図の説明、北半分はミカンと梅の木があり、南半部分は畑になっておりまして、その南の3分の2ぐらいが、所有者以外の方が軽トラでたまにスイカとかトマトを栽培していました。そういう記憶があります。この台帳照合結果では他への貸し付けはなしになっていますが、荒れてはいませんので、その税の証明願については、発行については問題ないと思います。

ます。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたけども、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

木戸委員： 願出者の年齢が違うと思いますが、どうでしょうか。

議長： いいですか、事務局回答してください。

事務局： 訂正させていただきたいと思います。正しくは73歳です。よろしくお願いします。

議長： そのほかにございませんか。

木戸委員： これ利用権設定はしてないけど、依頼された人が去年までやってみえた。去年はたしか、もう年だで、やめたいということを知っていたけど。自分では耕作できないと思うけど。誰か貸し付けをすればいいと思うのだけど。この間見たら、ちょっと牛ふんがいっぱいあけてあったので、誰かがまたやられるかと思ったけど、本人ではやれんと思うよ。

議長： 市民農園というのがありますけど、非農家が借りる。その方法は3種類ありまして、市民農園法に基づく法律って法律に基づいてやる貸し農園と、それから特定農地貸付法に基づく市民農園があって、それは農業委員会の許可が必要です。もう一つ、入園契約方式という市民農園の方法があって、それは入園契約をすれば農業委員会の許可がなくて第三者に貸せるという制度が数年前からできまして、広くこれは。闇耕作、闇耕作って通常言う場合がありますが、入園契約方式で手続さえとれば、農業委員会の許可がなくても市民農園が開設を今はできますので、ちょっとこの方に聞いて確認しなければならないとは思いますが。そういう方法と、それからもう一つは、全作業受委託という方法がある。全作業を委託するという方法があって、それだと経営はあくまで地主さんですので、作業を委託するという方法がありますので、いろんな方法があって、農業委員会の手続をとっていないから闇耕作だっていきなり決めつけてしまうこともできませんので、もう少し調べる必要があると思いますが、お話ですと、土地は荒れてないということですので。

事務局： 事務局では、現在適正に管理され、作業全部の受委託というような形態で従来から耕作を行っているとのことで見ております。また、確認をさせ



ていただいた状況ですので、特に問題はないかということで判断させていただきましたので、ご報告させていただきます。

議長： ほかによろしいでしょうか。それでは、ほかに意見等がないようでありますので、採決に移ります。番号1について、証明書を発行することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号1について、証明書を発行することにします。

《採決結果：議案第48号、全員賛成》

議長： 続きまして、議案第49号、農用地利用集積計画の決定について、事務局の説明を求めます。

**【議案第49号 農用地利用集積計画の決定について】**

事務局： 《議案書に基づき説明》

事務局： 新規就農の方の案件がございましたが、そちらにつきましては補足で説明させていただきます。

こちらのお手元に別で配りました、援農ネットみよし研修生、新規就農者の紹介になります。こちら、本来ですと、農地法では下限面積等の規定がございます。ただ、利用権設定に限って、今回の諮問の第6号でもこちらのほうは諮問させていただきます。みよし市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想というものが定めることになっております。その中で、新たな担い手を発掘しながら、農業の経営を安定的に図っていくという目的のもと、利用権設定等促進事業に関する事項ということで、基本構想の中で定めさせていただいております。

その中で、新規で就農を目指す方は、本来、農業委員会等で新規就農者審査会等を経て下限面積を満たす必要があるということで行っておりますが、利用権設定に限っては、例えば農業高校、農業の関係する大学の卒業生、また愛知県の農業大学校の卒業生、そのほかみよし市の中でも援農ネットみよしにおける就農者育成コース、農業ふれあいコース等の研修コースを開設しているところでありますので、この研修の修了者並びに修了見込みに限っては、その利用権設定に限ってはということで設定をしていただくことにより新たな担い手確保を推進させていただく目的で今回該当するというところでございます。1年間しっかり受講していただきまして、で

できればみよし市内で新規就農を図って農業経営に従事していきたいということで、営農の計画書も提出していただきまして、十分やっていただけたのではということも援農ネットからもお話もいただいて、1年の様子も含め、今回に至ったという経過がございますので、よろしく申し上げます。

また、裏面にも、同じく研修生の就農見込み者でございまして、新たにみよし市内で新規就農を図っていきたいということで予定をされていますが、就農予定地の地権者さんとの話し合いが、今月の委員会には提出が間にあいませんでした。現在進捗状況でいきますと、土地の貸し借りの事前打ち合わせ等も終わりました、次月ご提案させていただくような予定です。

議長： ただいま事務局から説明がありました。全体を通して、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員： 16ページの利用権の設定ですけど、設定期間が平成29年4月1日から5年間ということですが、平成29年1月に農用地利用集積計画の決定についてというのがありまして、そのときには、この1から4に該当する2,819平方メートルの設定が、29年の2月1日から5年間の間、賃借権を設定するという事になって、5年間設定してあったんですけども、そのまま2カ月経過して、別に移るという契約になっています。

このことの説明が、今の説明では事務局からなかったもので、過去にこういう契約があって、それを打ち切られてこういうふうに移ったという説明があるとわかりやすかったですけども。

議長： 事務局、よろしいですか。

事務局： 委員からご質問、ご意見等がありました。解約については、従来、こちらの計画の中では記載させていただいておりません。この案件につきましての詳細は、新規就農予定者から就農計画を聞いたところ、既に利用権が設定されている農地を借りました、借りる予定ですという報告があり、法的な要件並びに今後の農業者資格、また、JAさんを通じて直売所で販売したいという意向の中で、重要なのは農家資格ですね、組合員として果たして申請できるのかどうかということも加味しまして、正式な手続について、事務局で指導した経過がございます。

議長： 前の契約は返すということですね。

事務局： はい、解除済みでございます。

議 長： よろしいでしょうか。

増岡委員： 今、つい1週間ぐらい前でしたか、この畑には以前の法人がコーヒーかすのようなやつを入れて起こしてみえましたが、これを見たときに、法人の従業員の人かなというふうに思いました。私は、以前いろんなものを入れた畑を借りましたが、野菜がほとんどできなかつたんです。大根だけできたという経緯がありまして、その法人が入れたところの畑はもう借りないようにしています。ほかの方がそういう入れたところの畑を借りたときに、やっぱり白菜ができなかつたよということがありましたので、畑にいいものを入れている感じがしないものですから、ちょっと心配だなというふうに、ちょっと意見を出させていただきました。

議 長： 何か事務局、コメントありますか。

事務局： そのような事情も、十分ご承知して就農し、働きたいというところで、は、将来的には、まだ資金的にも目処が立っておりませんが、いずれはハウスのトマトの栽培を中心にやっていきたいとの計画です。そのほか野菜につきましては、既に店舗等、飲食店に納めていくというような方針がある程度決まっているような状況でございます。

ただ、土づくり等もやっぱり一番問題かなということではお話をいただいておりますので、関係機関と協力して、県の新規就農給付金制度の経営開始型という給付金等も目指しながら営農を図っていくということでございますので、関係機関と連携をとりながら支援していきたいと思っております。

議 長： よろしいですか。ほかにはございませんか。それでは、ほかに意見がないようでありますので、本件について採決します。計画の決定に賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議 長： 全員賛成により、決定することとします。

《採決結果：議案第49号 全員賛成》

議 長： 続きまして、議案第50号、平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について、事務局から説明を求めます。

【議案第50号 平成28年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長： ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。  
(質問、意見等なし)

議長： 特に意見がないようでありますので、採決に移ります。議案第50号につきまして、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長： 全員賛成により、議案第50号につきましては、承認することとします。なお、事務局におきましては、本案をホームページ等により公表し、地域の農業者からの意見を聴取していただきたいと思いをします。

《採決結果：議案第50号、全員賛成》

議長： 続きまして、議案第51号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について、事務局から説明を求めます。

【議案第51号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長： ただいま事務局から説明がありましたことにつきまして、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。  
(質問、意見等なし)

議長： ご意見等がないようでありますので、採決に移ります。議案第51号について、原案どおり承認することに賛成な委員は挙手をお願いします。  
(全員賛成)

議長： 全員賛成により、議案第51号につきましては、承認することとします。なお、事務局におきましては、本案をホームページ等により公表し、地域農業者からの意見を聴取してください。

《採決結果：議案第51号、全員賛成》

議長： 続きまして、諮問に移ります。諮問第5号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第5号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について】

事務局：《議案書に基づき説明》

議長： ここで、まだ諮問が第6号もありますので、ちょっと一旦、一時休憩したいと思いますので、この時計で55分まで休憩をとりたいと思います。よろしくお願いします。

(午前10時45分 休憩)

(午前10時55分 再開)

議長： それでは、会議を再開いたします。諮問第5号、事務局から説明がありました番号1、明知下の件につきまして、地元委員から意見をお願いします。

深谷委員： この件について、去年の12月の日に事業者、設計者と地元の土地改良、愛知用水、それから地元区長と地権者等と打ち合わせをやりまして、そのときについては基本的な説明が行われて、再度、1週間ぐらい前に説明がありまして、細かい経緯についてはまだまだこれから協議を行います。いろいろ話がありましたが、持ち主の土地と土地改良区の土地について、付け替えの話がまだきちっとは決まってない部分もあるし、細かいことはこれからという部分がありますけど、基本的にはこの事業については地元としては了解しました。行政区から非常に離れている場所で子供とか、いろいろ施設についても影響はないのではないかと考えております。それと、農業をやることについては、この地域は川を挟んだ地域で、影響は少ないのでこれは問題ないと考えております。それと、地図の中で、4ページの地図の中で上のほうがちょっと載ってない部分も含んで事業を行われることを聞いておりますので、この白い部分については農用地指定ではないから、外れている関係でここに載っていないが、事業としては含まれているということを確認してあります。以上です。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員： この位置図ってというのはね、交差点改良して、該当する用地の西側はちよっと三角になるところがあるけど、これはもうなくなっているのではありませんか。道路につながっていると違いませんか。

議長： 事務局、どうですか。

議長： 今、ご指摘いただいたとおり、交差点改良の工事に伴いまして、この網かけのすぐ左側ですね、西側につきましては既に道路が完成しています。道路と接している部分までがこの事業区域となります。

近藤委員： 事業計画ですね。はい、わかりました。

議長： ほかにありませんか。それでは、ほかにないようでありますので、番号1について、採決をします。市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号1について、適当であるとして市に答申することとします。

議長： 続きまして、番号2、筋生の件につきまして、地元委員から意見ををお願いします。

清水委員： 11ページの図面を見ていただきますと、工場の裏で、そんなに農業としてもいい土地ではないと思います。本人がそういう希望であれば仕方がないのかなと思っております。以上でございます。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： それでは、意見等がないようでありますので、採決に移ります。番号に2について、市に対し適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： はい、全員賛成により、番号2について、適当であるとして市へ答申することとします。続きまして、番号3 筋生の件につきまして、地元委員からご意見ををお願いします。

清水委員： これも13ページの補足資料の図面でございますが、これも現況、自家菜園ということでやっておられますが、付近の方の営農に差し支えがあるというふうには思えませんので、店舗ということでございますが、農業をするには、そう支障のあるところではございませんので、ひとつよろしくをお願いします。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： 意見等がないようでありますので、番号3について、採決に移ります。市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号3について、適当であるとして市へ答申することとします。

議長： 続きまして、番号4、福谷の件につきまして、地元委員として私から意見を申し上げます。14ページの図面にあります。ここにつきましては、42ページの説明にありますように、分家住宅として申請されたところでもあります。現況は一部畑等に利用されているところでもあります。この方はここにしかありませんので、もうやむを得ないかなと思っておりますし、それから周辺の農業に影響がないと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

ただいま地元委員として説明しましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： それでは、意見等がないようでありますので、番号4について、市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号4について、適当であるとして市へ答申することとします。

議長： 続きまして、番号5、黒笹の件につきまして、地元委員からご意見をお願いします。

鈴木委員： 既存店舗の拡張でございますが、3月19日に担当者の出席を求めまして、区長、土地改良区の役員により会議を行いました。行政区からの要望もございましたので、それを伝えまして、了解を得ました。

農業上の効率的な利用、総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないということを会議の中で確認しましたので、問題ないと考えております。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長： ただいま地元委員から説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

(質問、意見等なし)

議長： 意見等がないようでありますので、採決に移ります。番号5について、市に対し、適当であると答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、番号5について、適当であるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第5号 全員賛成5件》

議長： 続きまして、諮問第6号、みよし市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について、事務局から説明を求めます。

【諮問第6号 みよし市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に対する意見について】

事務局： 《議案書に基づき説明》

議長： 法改正による字句の変更ということで、基本的には大きく変わっていないというご説明がありましたが、ご意見等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。



近藤委員： 48ページの2のところ、地域の条件や外部環境に応じて戦略をもって生産、販売するという、この戦略という字句ですけど、戦略は、戦を協力して生き抜こうという言葉ですけど、言葉は簡単ですけど、これを具体的な中身、どういう戦略をこれから立てていかれるのかというのが、いまいち。ある程度具体化するのが義務じゃないかなという気がしますけど。

議長： 事務局、よろしいですか。

事務局： ご指摘いただいたとおり、非常に難しい問題でありまして、従来ですと、地域及び営農の実態に応じということで方針を定めていたところを、市として、今後この戦略的なものも示しながら、担い手の皆さん、農家の皆さんが効果的に生産、販売できるようなことについて、市としても今後取り組んでいくということが含まれているというご理解でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長： よろしいでしょうか。

近藤委員： はい。

議長： そのほかにございませんか。それでは、ほかに意見がないようでありますので、採決に移ります。諮問第6号について、市に対し、適当である答申することに賛成な委員は挙手をお願いします。

(全員賛成)

議長： 全員賛成により、諮問第6号について、適当にあるとして市へ答申することとします。

《採決結果：諮問第6号 全員賛成》

[報告事項]

- 1 平成29年2月分の農地転用届出の受理状況について
- 2 農地改良届の完了報告について
- 3 平成28年度農地の賃借料について

議長： ただいま事務局から説明がありましたが、ご質問等のある委員は挙手の上、発言をお願いします。

近藤委員： 66ページ、農地改良届の件ですが、2月9日に立ち会いをいたしましたけ

ども、立ち会いのときの図面と、今回出していただいた16ページの図が、この打越町百々10番1という番地が、番地のうちの985㎡ということですけど、図でいうと、この位置図で農改1と書いてあるところが改良届の図面ではないかなという気がするんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

議長： 事務局、よろしいですか。

事務局： ご指摘いただきました農改1のころということですね、別でお配りしました16ページの資料の網かけが、この東西、道路から道路まで表示しておりますが、本来、この東側ですね、こちらのほうに県道等の境に4、5メートル空間がございます。その部分の線が潰れてしまいましたので、それで異なるかと思えます。農地改良の計画変更につきましては、面積等につきまして途中で変更等は事業者からはいただいております。当初の計画どおりに完了していたことを確認したことを報告させていただきます。

議長： よろしいでしょうか。

近藤委員： はい。

議長： そのほかにございせんか。特にないようでありますので、以上をもちまして予定していました議事等は全て終了いたしました。これをもちまして議長の職を終了させていただきます。ありがとうございました。

事務局： その他の事項につきまして、事務局から説明させていただきます。

- 1 農業施策に関する意見書回答書について
- 2 農業委員及び農地利用最適化推進委員の推薦応募状況結果について
- 3 農薬の適正使用及び管理の徹底について
- 4 北海道旅行について
- 5 平成29年度の人事異動の内示について

事務局： 何かご質問等があればお願いします。

(意見、質問等なし)

事務局： 以上をもちまして、3月定例農業委員会議を終了いたします。一同ご起立ください。一同礼

(閉会 午前11時40分 閉会)

